

令和5年度 第7回文化財保存活用地域計画策定協議会

1 開催日時

令和5年10月31日（火）午後2時から4時30分

2 場所

流山市中央公民館 3階 第3会議室

3 議題

- (1) 流山市文化財保存活用地域計画案について
- (2) その他

4 出席委員

常木会長、若松副会長、相原委員、笠間委員、平井委員、松井委員、志賀委員、井戸委員（山田係長代理出席）、伊藤委員、稲村委員（松浦氏代理出席）

5 欠席委員

無

6 事務局員

竹内生涯学習部長、秋谷博物館長、北澤次長、小川学芸係長、宮川主任学芸員
志田藤学芸員、染谷文化財調査員、池田文化財調査作業員

7 傍聴者

岡 明彦 氏

(小川係長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日、司会進行をさせていただきます、博物館学芸係長の小川です。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、竹内生涯学習部長よりご挨拶申し上げます。よろしく願いいたします。

[竹内生涯学習部長 挨拶]

(小川係長)

ありがとうございました。

続きまして、千葉県教育庁文化財課より、稲村委員の代理として松浦文化財主事が出席しております。

松浦様、お願いいたします。

[松浦氏挨拶]

(小川係長)

ありがとうございました。それでは、次第に沿って進行させていただきます。

協議会の議事は公開が義務付けられております。会議録作成のため、録音をさせていただきます。発言は挙手の上、議長より指名がなされてからお願いいたします。

発言の際はお名前を名乗り、声も大きめにお話し下さい。

会議開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。先日送付しました資料の他に、本日お手元に追加させていただきました計画の概要版、文化庁からの地域計画の指針がございます。また博物館で開催中の企画展の資料を用意しています。

また、遅くなって大変申し訳ございませんが、先日、前回会議の議事録をメールにて送付いたしました。修正点等につきましては、後日確認していただいて、事務局へご連絡下さい。

よろしく願いします。

それでは議事に入りますが進行は、要綱第7条に基づき会長に

務めていただくことになっております。よろしくお願いいたします。

(常木会長)

本日、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(小川係長)

本日の会議につきましては、委員10名のところ10名全員の出席をいただいております。「流山市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱」第7条第2項により会議が成立していることを申し添えます。

(常木会長)

ありがとうございます。会議成立ということですので、次第により議事を進行させていただきます。

議題(1)流山市文化財保存活用地域計画案について、事務局より説明願います。

(北澤次長)

【前回会議での指摘を修正し、これを報告。

次に、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・地域計画作成等に関する指針」に沿った作成と章の追加を説明。】

(常木会長)

ありがとうございます。只今、事務局からの修正計画案について、各委員からご意見をいただきたいと思います。

なお、第7章と第8章は別途時間を設けますので、それ以外の部分でご意見を願います。全員のご意見を願います。

(相原委員)

前回、指摘したところがたくさんありました。

序章の1頁、流山市、本市、市などで不統一が多いです。また中段には「市内には、流山おおたかの森、流山セントラルパーク、

南流山の3駅」とありますが、28頁の表記順と逆になっていますので、統一をお願いします。普通は上から下りへと駅名を並べた方が良いのですが、地図となると上から下という方が並べやすい。判断は事務局にお任せします。

次の7頁に2つあります。地図に縮尺を入れた方が良いです。河川の富士川の「富士」は「藤」と思われます。

なぜかと言うと富士山はこの流域からは見られないからです。流山と関係が深かった松下先生は「藤」だろうと、川縁に藤の花が咲いていた、というようなこととお話されておりました。

8頁の6行目、「分水嶺」は「分水界」の方が、この文章に合うと思います。

前回も指摘しましたが、5行目の「東武アーバンパークライン」、11～12行目の「東武野田線」も統一した方がいいです。

下から2行目、平均気温は「年」です。9頁と合わせて下さい。

次は12頁、市野谷の森に「オオタカ」はいるのかどうかです。「営巢する」と書いてありますが、いるのかどうか教えて下さい。

次は16頁、この表の令和3年は乗降客数が急激に減少しています。この令和3年は文章の説明が無いと、なぜ減ったか分かりません。急な減少ですので、説明が必要かと思います。

次は21頁の赤字部分、下から4行目、「生活の拠点は石を採集しやすい坂川」とありますが、後で議論願いたいと思います。

次は27頁、戊辰戦争の函館は「箱館」の方が歴史的な名前と定着しています。

28頁の下の写真2枚です。昭和表記より西暦表記の方が、ぴんと来ると思います。わかるように書いた方がいいです。

上から10行目の野田線の表記、大正5年は流鉄ですが、この表記でいいのか。下から3行目、3駅の順序は揃えて下さい。

(笠間委員)

前回も指摘しましたが、1頁に文化財保護法の改正が何回されたかを事細かに書いています。その記述は必要無いと思います。平成31年に保存だけでなく、活用と保存についての法改正をしたことが、この地域計画の出発点です。そこを強調しておけば、

それ以前のことは削除していいのではないのでしょうか。いずれにしても、リズム感の有る文章にして欲しいと思います。

3頁の図1の中にはブランクが何か所かあります。ある程度のことを埋込んでおかないといけない。また、井戸委員が前回、この中に国登録文化財が無いと指摘していましたが、それはなぜかという、非常に濃い青、やや濃い青、空色等の定義がバラバラだからです。もっとクリアにして仕分けしたら、整理されると思います。

前回も指摘していますが、10頁と12頁の市野谷の森の面積が50haになっています。これは開発前の面積で、TXの開発などで緑が伐採され、残ったのは25haしかないのです。この25haの中に市野谷の森公園を作ろうということです。この中には県立の公園が18.5ha、近隣の東公園と西公園のそれぞれ3.5ha、トータルで25haと思います。確認して下さい。

それから先ほど相原委員が指摘されたオオタカの営巣ですが、私も気になったので同じNPO団体に聞きましたら、現在は毎年ひとつがいのオオタカが営巣している、今年も2羽の雛が巣立った、とのことでした。

前回の会議では、松ヶ丘野馬土手保存などの市民運動を、地域計画に書き込むべきだと議論になりました。私も共感して、コメントと共に事務局にメールしましたが、反映されていません。これは評価されたのでしょうか。

(常木会長)

ありがとうございます。市民運動については、小さいコラムのような形で入れ込んだらどうでしょうか。また、最後のご質問については、今回は反映されてなかったようです。

(笠間委員)

市民運動では、ほかにムルデル顕彰碑の件もあります。

(常木会長)

市民の動きによって、行政もかなり力を入れたようです。

それでは、平井委員お願いします。

(平井委員)

前回の協議会は欠席したため、議事録を読んできました。実際の議論の場になかったので、的外れなことを言うってしまうかも知れませんが、ご了解下さい。

まず、この資料は一般の市民がわかるようすることが重要と思います。その点で30頁の県の指定文化財・安蒜家板石塔婆の保存場所の記載があると、わかりやすいです。

次の31頁には旧割烹新川屋本館の写真が掲載されています。運河周辺にお住いの方に聞いたところ修復が進んでおらず、どんどん崩れているとのことです。そんな状態なのに、地域計画に載せても大丈夫ですか。

60、61頁では、調査終了後は遺跡を公園などにして保存、公開すれば、あとから誰でも見学できるのでは、と思います。

それから、61頁の(4)小・中学校についての現状については、これに関連することはいろいろなところに記載がありますが、ただでさえ忙しい教員に対し、更に研修や勉強会へ参加させることは、果たして現実的でしょうか。学芸員が説明に行く、市のバスで博物館へ行って説明を聞く方が現実的だと思います。以上です。

(常木会長)

ありがとうございます。それでは山田委員お願いします。

(山田委員)

初めまして。井戸委員の代理で出席しました、ツーリズム推進課の山田と申します。よろしくお願ひいたします。代理のため、これまでの経緯が不明な点もあり、的外れな意見を言うってしまうかも知れませんが、感想を申し上げます。

全体に数字の半角・全角、平成30年(2018)と平成31(2019)年のように、表記の統一が必要と思います。

それから14頁です。下から4行目の都市計画マスタープランの人口推計とありますが、同プランで人口推計をしているという

認識が無かったので、総合計画での推計なのか、その総合計画の推定を都市計画マスタープランに持っていつているのか、その辺は、確認が必要と思います。

18頁では(4)生涯学習施設に、おたかの森ホールの記載が無いのはなぜでしょうか。

31頁では、有形文化財の上から6行目、「9件をしています」は「9件を指定しています」が正しいのではないのでしょうか。

最後に61頁です。(5)の情報発信のTwitterは「X」の方がよいのではないかと思います。以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。この「X」については、私もメールで指摘していますが反映されていませんね。次に松井委員よろしくお願いいたします。

(松井委員)

3頁の図1の流山市で守るべき文化財の図についてです。前回欠席しましたので、議事録を拝見した上で確認したいのですが、上段に「流山市で守るもの」と表記があります。関連文化財に値するものが入っているのかを確認をしたいです。

全体的に流山市にある文化財を網羅しつつ、色を変えるとかしたほうが良い、ということ松浦委員もおっしゃっていたので、そういう表記もあるのかなと思いました。

色を変えるのであれば、色や太字が何を示すのか、凡例を記載した方がわかりやすいと思います。

他には、例えば図2-1という表記があるのですが、表や写真に通し番号が無いので、記載した方がわかりやすいです。市民の方が見て、文章ではなく絵とか写真の方へ視点を移した時に「興味がある、これは何だろう」と文字の方に飛べるのだろうか、というのも確認した方が良いのでは、と思いました。以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。志賀委員お願いします。

(志賀委員)

先ほどから何回も出ている3頁の図ですが、美術工芸品ということで、流山市の見世蔵の万華鏡も加えてもよいのではないのでしょうか。万華鏡は世界的なコンクールで優勝し、評価されています。要素は十分と思います。

16頁の鉄道各駅の乗降数の変遷について、相原委員からもご指摘ありましたが、コロナ禍で減ったということは漠然と理解できるのですが、流山市のイメージとしては人口が増加して、電車の利用客数も増えているというイメージで来ているところです。

減ったイメージというよりは、間に合うのであれば、令和4年度のコロナが収束し始めて、人が動き出しているような数字の方が、流山市のイメージに近いのかなと思います。

あと、文章的に不明な点は37頁の無形文化財の部分です。上から5行目の「渡しの船頭や桶職人、桶職人が、農村部では」という下りが何を言っているのか理解できません。直して下さい。

誤字脱字は何か所かありますが、後日お話しいたします。

旧割烹新川屋本館については経緯を見守りながら、ということで、私からは以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員)

企画政策課の伊藤です。私には専門的な知見はあまり持ち合わせていないので、全体でお話いたします。

まず目次ですが、最終的にはページナンバーが振られるということでもいいでしょうか。

次に第10章、他の章のところは1文字スペースが空いて、ズレています。1頁の1行目ですが、西暦の2 0 1 9と離れているので、字のズレや行の修正をお願いします。

全体的に別々のファイルで作成したものを繋げているせいでしょうか、頁の位置が上や下にあり、不統一です。見難いですので、修正していただいた方が良くと思います。

4 頁では、体系図の後ろに見える罫線、エクセルに貼付けているため見えますので、消した方が良いと思います。

5 頁、「計画期間」と「計画策定の体制と経過」は、目次と同じように 1 字のスペースが必要です。

9 頁の気象に令和元年(注)とありますので、注釈は書くべきだと思います。

10 頁の「流山市の緑と水」の図面では、中部地域の「⑱(仮称)大堀川水辺公園」の「仮称」は不要と思います。

14 頁では、山田委員から指摘がありました。人口推計は私達の企画政策課で平成30年に「次期総合計画の将来人口推計」を出しておりますので、今回はその名称になると思います。

17 頁では、一番下の行で「市域縁辺の小学校は児童数が減少傾向です」とありますが、「縁辺」を「端っこ」と捉えると南流山の小学区は増加しているので、この表現で大丈夫でしょうか。

62、63 頁では、他の表にも同様ですが、表が複数ページに及んでいる場合、上のタイトル「現状、課題、措置」をそれぞれの頁に入れた方が見やすいと思います。

先ほども説明がありましたが、103 頁の地域防災計画はこれからパブリックコメントを実施することですので、今後、見直しや計画の修正が出てくると思います。以上です。

(常木会長)

ありがとうございます。1 文字空いているとか、半角・全角の不統一は、かなりたくさんあります。これまでも指摘しておりますが、時間的な都合で修正が間に合いませんでした。

それでは松浦委員、お願いします。

(松浦委員)

再三意見が出されている 3 頁の図 1 ですが、これまでもお話ししていますが、上新宿貝塚・野々下貝塚等の遺跡は文化財包蔵地であり、文化財保護法上では保護されています。

これは今 6 類型という形でやっているのですが、遺跡という範囲での枠組みとしては良いのですが、下の「文化財」の定義(6 類型)

では、後で埋蔵文化財の話が来ると思います。埋蔵文化財は6類型とは別の、「選定保存技術」と「埋蔵文化財」、6類型には加わっていないが、文化財保護法に記載のあるものなので、そこをどう整理されるか、ということです。

いずれにしても文化財保護法で保護されているものに間違いがないので、「守るもの」に入るものではないと、以前からお話しさせていただいています。これは有形の方でも「縄文土器、石器、土師器、鏡、木製品」、あるいは考古資料、あるいは埋蔵文化財包蔵地の中、どちらかには含まれますので、これも文化財保護法で保護されているものと思います。

「土器、石器」ではない「鉄製品」は守らなくていいのか、ということになりかねませんので、あまり細かく追い過ぎないほうが良いと思います。

松井委員の指摘にもありますが、色を付け、見やすくするなど工夫して、特徴的なものだけ出す方が良いと思います。指定文化財も全部入れると、入りません。

むしろ有るところと無いところの違いが目立ちますので、出すものを選別して、少し字を大きく、無いものは目立たなくするよう表現する、見せ方が大事です。

埋蔵文化財ですが、文化財保護法で保護されるべきものと表現できるものですから、そこは3頁の下に「文化財保護法における文化財の定義(6類型)プラス2」とかで表現し、埋蔵文化財と選定保存技術を書いていただく。後で埋蔵文化財の話、収蔵庫の話、博物館の話等が出てくるかと思いますが、この段階では、埋蔵文化財の位置付けがわかるように記載するのが良いと思います。

濃い青は指定登録文化財を指していると思いますので、説明として、例えば紫色で「指定登録文化財」と表現して入れた方が良いと思います。

次に4頁の図ですが、防災計画、相互の関係性を矢印で表現しています。他市を参考にすると矢印に「整合を取る」、「勘案する」などが並記され、相互の関係性がわかるようになっています。そういった表記は必要と思います。

第2章の29頁の表ですが、こちらにも埋蔵文化財を入れるか

どうかと考えていただきたいと思います。記念物の遺跡52という累計が何を指しているのか不明です。また、3頁の図1「伝統的建物群」の「流山市で守るもの」には住宅団地が入っていますが、29頁にはありません。未指定のところに入れもいいのかと思います。全体的な整合性を取る必要があります。

また、文化的景観には県指定・県登録は無いため、0ではなく一にしてください。

連動しているところは、整合性を取っていただきたい、ということです。

(常木会長)

よろしいでしょうか。では若松副会長、お願いいたします。

(若松副会長)

ほぼ、私が思っていたことは出尽くしたかと思いますが、通し番号の形は統一された方が良いでしょう。

次に3頁ですが、上には「流山市で守るもの」と「6類型」が円グラフとして、左下には「6類型外で守るもの」として道路、地名、湧水が図1として記載されています。これと下にある「文化財保護法における「文化財」の定義(6類型)」が対応できるとか考えた時、「6類型外で守るもの」が、脇に出ているため、外れているように見えます。6類型外なら、下段に提示した方が、わかりやすいかと思います。

37頁では、7行目の「木挽職人」「木撥」などの読み方の難しい漢字には仮名を振るのがいいかと思います。

最後に、他の委員からの指摘もありましたが、流山市の文化財の保存に市民活動が関わっていたことについてです。これは流山まちづくりの特徴で、特記すべきことだと思います。最後の10章に保存活用推進体制として加筆できるのなら、ムルデル顕彰碑の話や高校生による利根運河大師関係の作業、流山史跡ガイドの会の活動など、現在に繋がっている市民活動を入れることで、「流山らしさ」が出ると思います。以上です。

(常木会長)

ありがとうございました。

文化財の保存、特に文化財防災体制とその他に関して、流山市で防災に関する様々なハザードマップを作っているのので、これを利用して、私の方でハザードマップ上に指定文化財を載せてみました。このマップがあると、洪水や地震などの災害時に、どういうふうに文化財を守らなくてはいけないか、守るべき文化財の有無が一目でわかると思います。是非、こういう形で文化財ハザードマップを作成していただいて、有事の際に所有者が何をすべきか、個別にわかるようになると更に素晴らしい地域計画になると思います、勝手に作りました。事務局側がその方向で力を入れていただければ、とても嬉しいです。

(北澤次長)

文章の体裁についてはご指摘の通りですので修正します。

3頁の図1ですが、濃い青が現在指定されているもの、薄い部分は比較的指定に近いもの、外側は指定に時間がかかるもので、松井委員のご指摘のように、一番外側を文化財保護法で守ると言い方にしているのかなと思います。このあたりは文化庁と協議し、ラインをどこまでにするかということと、数に関しては松浦委員のご指摘の通り、あまり入れ過ぎても図として見難くなりますので、修正をしていきたいと考えています。

文化庁との協議では、私が「指定が中々難しい」と発言すると「それはあり得ないのでは」と、市側からすると極端とも思える返答を頂いております。やはり現実的には難しいものがありますが、文化庁側の考え方として「基本的には指定の価値が有るもの、というスタンスでいてもらわないと困る」ということなので、これから個々に精査をしていきます。

松浦委員からのご指摘には、上新宿貝塚など位置付けを修正していきます。

29頁ですが、この地域計画の中には必ず「現在指定になっている案件が何件、未指定の文化財数がどのくらいあるか」を提示するようになっていきます。

表の作成後、江戸川台の住宅団地などがどこに入るか、数え方、把握の仕方にも問題がありますので、今後修正します。

例えば、有形の民俗文化財が1,692件と、突出した件数で表記しています。これは小さな絵馬も全て入れているためです。

一方、古文書は22件と少ないのですが、これは「〇〇家」として、家単位で1件と表記しています。その1軒の古文書は約1万点もある場合もあります。相当な数になりますが、その数を十分把握しきれていないため、家単位の表記にしています。

また、指定が皆無になっているところや整合性が取れていないところは、今後修正します。大まかな回答ですが、以上です。

(常木会長)

ありがとうございます。

未指定文化財の件数は松戸市2,367件、柏市39,073件です。松浦委員、件数は多い方がいいのでしょうか。

(松浦委員)

どこまで地域計画を設計するかに尽きると思います。

例えば、埋蔵文化財なら市の遺跡をすべて表記すれば、件数は増えますし、他でも全部ピックアップすれば相当数になります。

遺跡の52件は指定するとかしないとか、埋蔵文化財包蔵地という考えだともっと件数はありますよね。

(北澤次長)

市内の遺跡数は260を把握しています。

(松浦委員)

そのくらいはあると思います。全体的に件数を増やそうと思えばいくらかでも増やせます。またどのくらいの数にしたいとか、ここに載せたものはこういうものと、整理する必要があります。例えば2万件もの資料を提示しても、誰が見るのかという話になると思いますので、件数はある程度絞った方がいいです。

特に流山市の場合は本町だけでなく、利根運河もありますので、

まとまっているというか、絞ることができます。

むしろそれに沿って流山市の未指定で、かつ含まれていないが流山市で守るもの、文化財保護法では守れないが流山市では守れるなど、少し広がりのある枠組みにして、その中に入りきらない未指定文化財を収める、これがより良い地域計画になるのだと思います。ビリケンさんや江戸川台住宅は、そういった範囲に含まれると思います。

地域計画では対象として守る範囲を設定するものなので、これが総数になると思います。一番大外のラインをもう少しはっきりしていけば、逆に内側が絞れると思います。議論して固めていかないと、件数もそうですが、内容も捉え切れないと思います。

(常木会長)

ありがとうございます。事務局はこの2,000という件数が、松浦委員からご指摘があった「守りたいものというものになる」ということでよろしいですか。

(北澤次長)

そう考えております。

(常木会長)

ありがとうございます。

各委員から様々な意見を頂戴しております。大きくは2点です。

1点目は、これまでも度々指摘していますが、3頁の図1です。まだ改善を要しますので、修正をお願いします。

2点目は、市民活動が起きて文化財を守ったという、伝統についての記載です。若松副会長から「最後の方に入れたらいかがか」と指摘をいただいておりますが、市民と文化財を結び付けている点からも、是非、書き加えていただくと、より良い地域計画になると思います。

(北澤次長)

ご指摘は修正して、表記はわかりやすい場所に記載します。

(常木会長)

個別のご指摘に関しては事務局側で修正をお願いいたします。乗降客数の質問ですが、この減少した数値で大丈夫でしょうか。

(北澤次長)

志賀委員からのご指摘もありますが、これはコロナ禍で乗降客数が減少した時の数字です。これはコロナ禍が明け始めて、増加傾向に転じた数字に修正します。

(常木会長)

皆様、様々なご指摘ありがとうございました。事務局はこれらの指摘・質問について、次回までに修正をお願いいたします。

次に、事務局から相談のありました第8章75頁の「流れでつながる6つのストーリー」のストーリー1「台地と谷津」関連文化財のネーミングについて、ご意見をいただきたいと思えます。

文化庁との協議では「台地と谷津の恵みが生んだ多くの遺跡」というのが、原案だったのですか。

(北澤次長)

そのとおりです。文化庁との協議では、6つのストーリーの中でも、第8章は遺跡を扱うため、地域やターゲットが他に比べて不明瞭と指摘されました。明確な表現が弱い、ということでネーミングの再考を余儀なくされました。また、当市では縄文時代だけではなく、それ以外の時代にも特徴的なものがたくさんあるため、これらをどうアピールするか、で悩んだものです。

(常木会長)

ストーリー6の「人々の願い いのりとまつり」という表題も再考するように、とのことですか。

(北澤次長)

それはなかったです。遺跡の部分が関連文化財群としてパンチが足りなかったということです。

(常木会長)

ストーリー6は「いのりとまつり」を「豊かな農耕神事」とするのでは、どうでしょうか。特にオビシャ行事やデンガラ餅神事は、流山を含む東葛地域でも非常に大きな特徴ある神事と思います。農耕神事として、もっと強調したらいいのかなと思います。

諏訪神社もありますが、元々は五穀豊穡を祈っているはずなので、農耕神事になります。神社で農耕神事ではない神社はないかもしれませんが。

しかし、問題になっているのはストーリー1の方です。「台地と谷津」というネーミングについては、先ほど若松副会長が「私はこれでいいのではないか」とお話をされていました。

(北澤次長)

委員の皆様が「これでいい」とおっしゃるのなら、これでいきたいと思います。「豊かな農耕神事 いのりとまつり」というネーミングを常木会長から提案していただきましたが、雰囲気としては、こちらの方がぴったり合う気がします。

(志賀委員)

先ほどから「デンガラ神事」と発言されていますが、資料は「行事」と表記されており、正しいのはどちらですか。常木会長がいわれた「神事」が正しいのかなと思ったのですが、どうですか。

(北澤次長)

指定文化財の名称は「大しめ縄行事」、「デンガラ餅行事」、「オビシャ行事」ですので、これに合わせた表記にしています。

(常木会長)

わかりました。若松副会長、ご提案いかがでしょうか。

(若松副会長)

最初、「台地と谷津と人々の暮らし」という、大きな括りでいいのかなと思いました。すごく一般的なタイトルですみません。

「台地と谷津のめぐみ」は残しておきたいし、そこで人々の生活が営まれていたことと繋がればよいと思った次第です。

(松井委員)

若松副会長がお話されたように「暮らし」という文字があった方が、人が見えると思います。生活とか生産といった括りで表現したらいいのかなと思っていますので、「台地と谷津の恵みがもたらした古代の暮らし」がいいかなと、私からの一案です。

(常木会長)

「多くの遺跡」というのが良くなかったのかも知れません。他にいかがでしょうか。

(笠間委員)

74頁の地図ですが、最終版は綺麗な地図で掲載されますか。

(北澤次長)

お手元の資料は、市の全体図 1/25,000 を使用しています。最終的な地図では、ご質問のとおり、綺麗な図となります。

補足ですが、認定後は概要版という形で文化庁のHPにアップします。文化庁の調査官は「小金牧の開発と開墾」が一番面白いとおっしゃっていました。文中に記載はありませんが、柏市と流山市の市境が複雑な原因は、小金牧が影響しております。流山市の歴史文化の特徴を表すには、この経緯をアピールすることが必要と考えています。

(常木会長)

市境の件ですが、惜しむらくは流山市側が大体、野馬土手の外側、牧の外になっていることです。見学時にそういう印象を持ちました。

また、「台地と谷津の恵み」のネーミングですが、「台地と谷津の恵みが生んだ人々の暮らし」とか「台地と谷津の恵みが生んだ古代の暮らし」、「台地と谷津の恵みが育んだ古代の暮らし」、あ

るいは「人々の暮らし」など、遺跡ではなく「人々」を主体にすれば、おかしくはないと思います。いかがでしょうか。

（北澤次長）

ありがとうございます。ご提案いただいた方が良いでしょう。

第7章と第8章で、個々で具体的なことを目指します、と位置付けをしていますが、先ほど常木会長から文化財ハザードマップについて提案を頂きました。この件は72頁 基本施策2 危機管理体制の推進、資料の施策番号49の次に、50「文化財ハザードマップの作成」として位置付けてよろしいでしょうか。

（常木会長）

入れていただければ、より良い地域計画に仕上がると思います。実際にマップが出ると分かりやすいと思いますが、認定文化財全てをやると、すごい数になってしまいます。

（北澤次長）

最初はず、指定文化財からと考えています。他にも追加した方がよい施策がありましたら、ご意見いただきたいと思います。

（常木会長）

若松副会長ですが、この後、教育委員会での仕事がありますので、ここで退席いただきます。ありがとうございました。

他にご意見いかがでしょうか。

〔若松副会長 退席〕

（松浦委員）

「台地と谷津」の構成文化財については遺跡だけでなく、魚形埴輪とか縄文土器も有ると思いますので、対象となる遺物や文化財をもっと入れた方が良いでしょう。天然記念物とかも入れると見やすくなるのかなと思います。

(常木会長)

今のご指摘は、構成文化財群が全部遺跡名となっているので、その指摘ですね。

(松浦委員)

そうです。土器や埴輪など多様な遺物が出土しているので、これを取入れていただければと思います。

(常木会長)

三輪野山貝塚出土のヒスイ製品や東深井古墳群出土の魚形埴輪とかですね。市に返還していただかなければならない遺物もあります。

(北澤次長)

77頁の現状と課題に「重要遺物の文化財指定が無い状況です」と記載していますので、修正いたします。

(常木会長)

文化財審議委員からは、「指定が無い状況であるならば、指定すればいいじゃないか」と言われませんか。

(北澤次長)

表現の仕方を工夫したいと思います。

(常木会長)

「史跡指定に向かっています」、「史跡指定の手続きを行っていきます」との表現ではまずいのでしょうか。

第8章に関しては、流山市には素晴らしい遺物がたくさん出土していますので、是非、遺物も入れていただいて、豊かな内容にしていきたいです。

次に、第7章にある具体的な施策ですが、事務局案の他に委員の皆様から追加した方がよいというようなご意見がありましたら、いただきたいと思っています。

(相原委員)

保存・活用に関して、保存対象として「消えたもの」はどうするかというものがあります。

例えば、この間まで執り行われていた向小金の念仏講です。市内では唯一、と観光協会から教わりました。それで見学して、聞き書きをしましたが、映像は撮れませんでした。消えたものも保存や活用の対象になるか、という議論は欲しいです。

もう一つは、利根運河との関連です。今から40年ほど前に、野田の田中氏がムルデルの論文を翻訳して下さったものがあります。探せば実物が出てきますが、一つしかないのです。

その他にも日本滞在中に観察した、日本に関する論文が3点ぐらいありますので、これを翻訳できないかということです。実物はたぶんオランダにあると思いますので、取寄せれば出てくると思います。

当時の知識人であったムルデルが、日本という国をどのように見ていたか、ということがその中にあると思いますので、翻訳を誰かにしていただきたいのです。

このことを20～30年前に、私が博物館友の会で提案したのですが、当時は翻訳する人がいないので、この話は消えてしまいました。2回目は、我孫子市湖北のお寺の住職の奥さんがオランダ人ということで、行って聞いてみようかという話もありました。そのうち大病をされたとのことで、無理だろうということになりました。ところが、2～3週間前にそのお寺に行ったら、病気が治ったみたいで、奥さんが居たのです。また、運河の近くにオランダ人の方がお住いとのことです。

流山市でしか、そういう仕事をやる場所はないと思います。

(北澤次長)

念仏講について、消えた文化財は対象になるのでしょうか。

(松浦委員)

対象と言いますか、基本的に消えそうな文化財を映像や音声に残すことは、お祭りとか大工の技術とかでやります。消えそうな

文化財を映像などの記録で残しておく、結果としてそれが消えてしまっても、記録に残っているというものはよくあります。

ただし、既に消えた、技術の継承ができなくなったものを復興できるかという、かなり力が要る作業です。地域計画に書いても実効性は薄いと思います。実効性が有るか無いか次第ですが、なかなか難しい、というのが率直な意見です。

(北澤次長)

念仏講は、青木先生が映像を撮っていると記憶しています。

(相原委員)

映像は撮っていません。無いです。

(北澤次長)

博物館に古い映像データが残っていますが、十分把握しておらず、撮影は博物館主体なのか、業者に委託したのか不明です。著作権・肖像権の問題が絡みますので、映像をダビングして公開できるか、問題があります。

向小金の念仏講がどのように終わったかですが、平成30年3月にお止めになったと思います。その時の、最後のメンバーのお名前とこれで念仏講は終わりにします、という記録と帳簿類があります。映像データはありませんが、念仏講の記録は講の皆さんから寄贈資料としていただいています。将来的には文化財として、指定になる可能性もあります。

ムルデルの件は、今回初めて聞きました。こういった未指定文化財リストに未掲載のものは、今後の調査で増えると思います。この計画を周知していくことで、市民の皆さんから、私の所にもこういうものがあります、といった声が挙がってくるような動きができればいいと考えています。

(相原委員)

私がムルデルの論文の存在を知ったのは、ライデン大学の女子学生の来日がきっかけです。山本鉦太郎さんが利根運河などを案

内しました。彼女が書いた卒論にはオランダで集めたムルデルの論文を使っています、これを翻訳できないかということです。その後、彼女はパリ大学とかに留学したこともあり、直接のやり取りは無くなってしまったのですが、その論文は私も持っています。この論文をオランダの然るべきところに問い合わせ、翻訳できないかと思っています。

（常木会長）

ありがとうございました。

ムルデルは、熊本県三角港の整備やスエズ運河の工事にも携わっています。私もライデン大学と繋がりががあるので、わかります。例えば、シーボルトはかなり細かく残っていますので、ムルデルについても同様だと思います。論文は送ってくれると思います。

もし、翻訳するのであればAIがありますので、オランダ語に自動的に訳せます。どれだけ正しいかは問題ですが、かなり良いところまで訳せると思います。

（北澤次長）

相原委員のご指摘を考えると、第7章と第8章は連動していますが、「水の恵みと自然 利根運河」の所に利根運河の研究というものは入っていません。施策の中で、白みりんの研究は位置付けられていますが、これを機に利根運河の研究も位置付けて、追加するというのでよろしいでしょうか。

ムルデルの論文だけではなく、土木工学上の運河の位置付けなど、多方面での研究が必要となります。利根運河の研究を進めていきます、ということで新たに位置付けをします。

（常木会長）

小学生や中学生が交流できると、更に面白いと思います。

第7章は文化庁の指導なのでしょうか、表だけの体裁ですか。

（北澤次長）

常木会長のご質問ですが、体裁は「地域計画作成等に関する指

針」22頁にあり、具体的な施策の内容と事業主体と何年目に実施するという、表形式です。文化庁からの体裁としては、「各市で作って下さい」となっていますが。

（常木会長）

ありがとうございました。市民のために作れと書いてある割には、読み難い気もしますが。

第7章では事務局として、どういう意見を求めていますか。

（北澤次長）

相原委員のご指摘にあるような文化財の、特に把握とか価値の共有について、具体的な案がありましたらご教示下さい。

（常木会長）

相原委員がお話なされたムルデルの調査、白みりんの調査、あるいは他のものも入れていくということですか。

（北澤次長）

そういうことです。

（松井委員）

感覚的ですが、遺跡、考古資料、みりんなどの有名なものは網羅されていますが、美術工芸品、特に絵画などは記述がありません。美術工芸品の調査など、博物館だけでは難しい場合は流山市美術家協会と手を組むなどして、目を向けて欲しいと思います。

これについては、前回の会議を欠席したため、書面で質問したのですが、名誉市民の後藤純男氏やおのつよし氏といった方々、流山在住の方の作品がたくさんあると思います。場合によっては、毀損、劣化、売却などにより散逸する可能性があるので、年代的に新しくても、対象にしてもらいたいと思います。

（北澤次長）

ご指摘ありがとうございます。

おのつよし氏につきましては、失念しておりました。指定でなくとも、市の歴史文化を伝えるものですので、付け加えます。

(常木会長)

後藤純男氏の絵は、流山市にはかなりあるのでしょうか。

(北澤次長)

おおたかの森ホール1階で展示しています。流山市を対象にした絵画は、実は少ないのです。この点をどうするか、問題がありますが、調査は位置付けるべきと考えます。

(常木会長)

元々は野田とかの方と記憶しております。

(北澤次長)

江戸川台在住で、アトリエは埼玉県松伏町とのことでした。

(常木会長)

流山市の発掘の歴史を調べると、昭和23年の段階で、下津谷先生より少し前の方ぐらいから調査を始めています。

いわゆる神国日本が崩壊して、日本の歴史を語るのに考古学が引っ張り出された一番初期の発掘調査の一つではないかと思えます。

その頃の情報を集める必要はないのでしょうか。下津谷先生から色々なことをお聞きできるのは、今のうちだと思えます。

(北澤次長)

ご指摘についてはごもっともです。戦後の初期の発掘調査、特に東深井古墳の調査については下津谷先生以外に知っている方はほとんどいらっしゃらないと思えます。そういった情報収集に関しても、積極的に取り組んでいきたいと思えます。

(常木会長)

初石古墳群の場所はどこなのでしょう。

(北澤次長)

初石古墳群という遺跡の登録は、現在ありません。場所もはっきりしませんが、北部中学校西側の中野久木散策の森に円墳1基が現存しています。北部中学校の南側の住宅街でも、発掘調査で円墳の周溝が確認されています。この状況から、かつて北部中学校周辺に存在した、数基の古墳群が初石古墳群だと考えています。

(常木会長)

初石古墳群は昭和23年頃の、戦後初の調査事例と思います。

(北澤次長)

本来は数基の古墳であったものが、たまたま1基残って、1基は発掘調査で確認されたことを考えると、本来は何基かあったのかなと思います。

(常木会長)

ありがとうございます。

平井委員からの「発掘後に遺跡を残して展示する」ことですが、遺跡の保存・展示は、最近のトレンドとして実際にあります。

緊急発掘で遺跡を壊すだけでなく、小学校や中学校や高校といった施設に、一部でいいので、保存して展示できたらいいかなと思います。すごい勉強になると思います。

例えば、群馬県の太田高校では運動場に古墳が1基残されており、生徒達は毎日見ている、古墳を認識して、太田天神山古墳を見に行ったりするわけです。

おおぐろの森小学校でも、一部でも弥生時代の住居跡とかを保存できなかったのかな、と思います。例えば、運動場に厚いガラスを貼って、上から見学できるようにする。児童は「2千年前の住居だ」と見る、わかることでイメージも変わると思います。そういう方向性を、是非、考えていただきたいと思います。

(北澤次長)

遺跡の保存は難しいことが多いのですが、取組んでいくように致します。

わかる、ということでは、文化財の説明板整備を施策の中に位置付けています。従来は文字・写真だけの説明板でしたが、最近ではQRコードを使い、新たに知る機会を提供できるようになりました。この技術を活かして、看板の交換時に説明板に入りきらない新たな情報や英文の表記を追加していきます。

他に観光協会やツーリズム推進課所管の看板もありますが、更新は課毎ではなく、地域計画で連携をしていければと思います。

新しく住まわれた方々だけではなく、永く住まわれている皆さんにも、地元にはこういう歴史がある、ということに関心を持ってもらえるような仕組み作りを、施策に置付けていますので、具体的に進めていきたいと思います。

そのきっかけ作りのひとつが、先ほどの説明看板です。特に100ヶ所巡りの看板は設置後30年が経過しており、開発で無くなったものもあります。地元の方からは劣化して文字・数字、解説文が読めない、という連絡もいただきます。博物館所管ではありませんが、市で設置したものですから、リニューアル時には見ると楽しい、こういうものが出てきた、など新たな情報を提供できる仕組み作りを、地域計画で進めていきたいと思います。

(常木会長)

ありがとうございました。

例えば、トルコの南にアンタキアという街があります。そこにはビザンツ帝国時代のモザイクなどが発掘されています。ヒルトンホテルが遺跡を壊して建設したのですが、ホテル内に遺跡の一部を保存しており、宿泊者がモザイクを見学できるようにしたのです。お金がかかったと思います。遺跡を見るために宿泊する方も多く、ホテルはThe Museum Hotelとして有名になり、街もホテルも潤って、遺跡も一部ですが守ることができました。

アンタキアのように文化財を守りながら利用する方法も、いっぱいあるのではないかと思います。これは遺跡に限ったことでは

ありませんが、そういうことを考えていただければと思います。

（志賀委員）

皆さんの意見を聞いて思ったのですが、小学生の頃に「流山の民話」という崙書房から出版された本を読みました。東福寺の眼潰しの鴨、居眠りの地蔵や耳だれ地蔵の話ですが、地域計画には記載がありません。流山の民話・伝承はどこに入るのでしょうか。

（北澤次長）

完全に抜けていました。68頁 基本施策2 価値の共有に入ると思います。言い伝えをどこに繋げるか、追加で位置付けたいと思います。ご指摘、ありがとうございます。

（相原委員）

61から62頁、(6)市民との連携に関わる現状についてです。文化団体と「文化財担当との連携事業は、ほとんど実施されていない状況です」との表記について、これはいろいろな意見が出るなどと思って読ませていただきました。

いろいろな意見というのは、博物館など市の施設と、例えば観光協会などの市内の歴史文化を発信している団体などは一緒ではない、という意見が出るのではないかと思いました。

表現として、ナショナルセンターとしての流山市立博物館ではなく、それぞれの団体がそれぞれの人を集めて研究・議論をしていくというような、そういう内容の方が市民の当たりとしてはいいのではないかと思いました。

次の(7)文化財と観光との連携も、市とかそういうものとの連携ではなく、それぞれが独自の活動をしながらか連携をしていくという表現が良いと思います。市内には多様な活動が行われていますが、まとめるのではなく、それぞれが活動をして下さい、と表記した方が、当たりもいいのではないかと思います。

文化活動をしている人達は、こういうまとめたものが欲しいと思いますので、皆さんで地域計画書を読むと思います。

やはり市が方向を出すのではなく、あなた自身が方向を出して

議論して下さい、という文章が必要ではないかと思えます。

(笠間委員)

相原委員のご指摘は、まさにそのとおりです。そういう観点で66頁を見ますと、9 流山本町の建造物の保全の主語は何かなと思えます。

地域計画書を読んでいると、博物館が主語になっているような感じですが、ここでは「流山本町・利根運河ツーリズム推進課や株式会社流山ツーリズムデザインと連携を図っていきます。」とありますが、誰が連携を図るのかな、と思えます。博物館を主語にして書いているような気がします。

「連携を図る」というよりは、「保全や活用を図るために地域と行政が一丸となって取組む枠組みを構築していきます」と、そのようなことではないかと思えます。

やはり「市民」をもっと前面に出して頑張ってもらいたいと、その一助として枠組みは行政が作るけれども、市民ももっと参加して一緒にやっていく、これを一番に訴えていくのが、この地域計画ではないかと思えます。

(志賀委員)

市民のところですが、実際は株式会社流山ツーリズムデザインです。これは市が半分、民間も出資して作った団体で、市の考え方では第3セクターとして見世蔵を買ったり、保全したりということ、DMOという枠の中で進めていくわけです。

そういうことをここに書いたのだと思えます。

観光協会としても、博物館友の会の会員さんも役員になってもらっていますし、例えば、流山史跡ガイドの会の青柳代表に仲間になってもらい情報共有という形はできています。

それを更に広げた枠組みをDMOという中で作っていきこうと動いていますが、なかなかできていません。

私も役員ですが、動きが悪いので博物館主体で動いているということではなく、博物館もDMOという大きな枠の中の1つの歯車で、我々観光協会も歯車になって、行政、民間、産業界の人間

など全部入って、地域全体の枠組みを作っているということが現状であり、またこの現状が文章となっているわけです。

（笠間委員）

一般の人がどのように読むかということで気になりました。

（志賀委員）

DMOの話は広がっていないので、一部の人で話をしています。

（笠間委員）

第7章の全体的なトーンとして、「市民が主役」をもっと強調して、市民にその気になってもらおうという意識改革が大事だと、そういうトーンを付けていただきたいと思います。

（常木会長）

この表には取組主体として市民が最初に出ています。事務局も意識していると思いますが、その割には市民の◎はあまり多くありません。前回の議事録にそう書いてあるのですが、連携が上手く取れていない、とかの表現がとても多いのです。

後ろ向きな表現よりも、「頑張ります」という前向きな表現が良いと、前回の協議会で私も笠間委員も発言しましたが、まだ反映されていませんね。

（笠間委員）

結局は表現だと思います。連携が取れていない、と書くのは否定的です。それを、ちょっと表現を変えたら訴える力が出てくると思います。

（北澤次長）

修正が追い付かず、申し訳ありません。文化庁との協議でも、あまり否定的な言葉は使わないように指摘されています。修正いたします。

(常木会長)

事務局は、文化庁から様々な点を指摘されていると思いますし、すごく大変な思いをして地域計画を進めていると思います。

もし問題が無ければ、いろいろな方や委員の方に計画書の作成に携わってもらってもいいのではないかと思います。是非、活力を利用していただけたらと思います。他にいかがでしょうか。

(松浦委員)

第7章の表の取組の年度の実施期間ですが、ほとんどが令和6年から開始する計画となっている点についてです。確かに、継続的に実施する指定の推進などがありますが、建造物、石造物、民俗文化財、古文書などのすべての調査を、同年度に開始することはできないと思います。開始と終了の時期の整理が必要です。

また資料の複製も毎年行う必要は無いと思いますので、「このくらいの年度にこういうものをやる」とか「デジタル化はこの年度にやる」とか、メリハリを付けた方が現実的かと思います。

(北澤次長)

67頁の施策番号15に「資料のデジタル化」を提示しています。これは博物館資料の写真や古文書を対象としています。

実際には令和3年度くらいから予算化して、毎年実施しています。対象資料数が膨大なので、年間約50～100万円の予算を計上して少しずつ進めており、令和6年度以降も継続します。

施策番号16～24は松浦委員のご指摘のとおり、全部同時にスタートするのは現実的ではないので、再考いたします。

(松浦委員)

巨木の調査とは社叢林ですか。

(北澤次長)

社叢林も含めて、です。

(松浦委員)

巨木だけ、というと「縄文杉だけ」を対象とするようにも思えます。対象範囲がもっと広いことがわかるよう表記して下さい。

(常木会長)

他にいかがでしょうか。

無いようですので、委員の皆様からいただいた意見を取入れて、修正をお願いします。

次はパブリックコメントの提案書ということになりますか。

(北澤次長)

そうです。スケジュールでは令和6年3月末に地域計画を文化庁に提出することになっています。それまでに必要なことは、市民からの意見徴収を目的としたパブリックコメントを実施することですが、市議会には実施の前後で報告する必要があります。

そのため、全市議会議員による「全員協議会」でパブリックコメント実施の説明後、次の12月議会で報告し、12月から1月に実施するスケジュールで事務局は準備を進めています。

(常木会長)

地域計画をパブリックコメント用にするのですか。

(北澤次長)

パブリックコメント用資料を作成します。

(常木会長)

分かりました。パブリックコメント用の資料には、今日の意見を反映した、素晴らしい資料を作成して下さい。

(秋谷館長)

本日は貴重なご意見ありがとうございました。委員の皆様の意見を取り入れながら、計画策定を進めてまいります。

今後の予定ですが、11月6日に政策調整会議、11月13日

に庁議、11月17日に正副議長への説明、11月20日に全員協議会、先ほども申しましたが全市議会議員に対し、パブリックコメントの実施内容の説明を行うものです。その後、12月15日頃からの1か月間、パブリックコメントを実施いたします。

終了後は意見集約と地域計画へ反映する修正作業を行います。

協議会では、パブリックコメントの結果を皆様と共有し、協議を進めさせていただきたいと考えております。

計画策定までもう一息です。今後も皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

(常木会長)

ありがとうございました。

議題(2)その他について、事務局から何かありますか。

(秋谷館長)

特にありません。

(常木会長)

無いようですので、以上で流山市文化財保存活用地域計画策定協議会、第7回会議を終了させていただきます。

(秋谷館長)

皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

以上で、流山市文化財保存活用地域計画策定協議会、第7回会議を終了させていただきます。